

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年2月及び同年3月

私の国民年金保険料は父親が管理していたが、父親は入退院を繰り返していたため、昭和40年度まで自分の国民年金保険料を納付しておらず、母親と私の国民年金保険料については、手元にお金があるときはA町役場で、お金が無い時は、B農協の組合員勘定で納付していた。

申立期間については、組合員勘定報告書に私と母親の国民年金保険料が記載されているのに未納となっていることに納得いかないので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親がB農協の組合員勘定で、申立期間における母親と申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の母親の国民年金保険料については、申請免除期間を除き、国民年金の加入期間における保険料がすべて納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人の所持するB農協の組合員勘定報告書から、申立人の父親が昭和39年3月31日に国民年金保険料750円を納付したことを示す「38 コクミンホケンリョウ750円」と記載されていることが確認できる上、同組合員勘定報告書に記載されている金額は、35歳以上の国民年金加入者1名の国民年金保険料及び35歳以下の国民年金加入者1名の国民年金保険料のそれぞれ3か月分の合計額と一致するところ、A町の被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と同居していた家族の中で国民年金保険料を納付していたのは、申立人

と申立人の母親の2名のみであることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については、申立人の父親が、B農協の組合員勘定で、申立人と申立人の母親の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

夫が勤務先を退職した際に、A市B支所で夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、自分の保険料だけが一部未納や免除となっていることに納得できない。

国民年金保険料を未納のままにしていたことや免除申請をした記憶もないので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は通算6か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人夫婦は、昭和53年12月25日に国民年金の加入手続きが行われていることが確認でき、夫婦一緒に国民年金保険料の納付を開始した昭和53年9月以降、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に加入後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと主張しているとおおり、申立人は、昭和59年分の確定申告書の写しを所持しており、当該申告書には、申立期間②を含む59年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付したことを示す「社会保険の種類 年金」及び「支払保険料 149,280円」との記載がある上、当該申告書に記載された金額は、申立期間当時の夫婦二人分の国民年金保険料額と一致することが確認できることから、申立期間②については、申立人は国民年金保険料の申請免除を行っておらず、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間①について、申立人の夫が昭和 53 年 9 月に会社を退職して、申立人と共に今日まで商店を自営してきており、申立期間①の前後の生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から45年3月まで

申立期間①については、昭和39年に結婚した後の41年に兄の出産祝いに行くバスの中で会った知人から、国民年金に加えて、付加年金に加入すると、将来の年金受給額が多くなると教えられた。後日、姑にその話をしたところ、国民年金保険料の納付手続をするよう言われたので、私がA市役所で国民年金保険料の納付手続を行った。その際に同市役所の職員から「2年前までなら、さかのぼって保険料を納付できる。」と言われたので、B農協の組合員勘定から口座引き落としで分割納付した。

申立期間②及び③については、B農協の組合員勘定から口座引き落としで納付していたはずであり、国民年金保険料が未納にならないよう納付してきたので、未納になっていることに納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、社会保険庁の特殊台帳とオンライン記録を比較すると、特殊台帳では、申立期間③のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、オンライン記録では、未納となっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

また、特殊台帳から、申立人は、申立期間③の直後である昭和45年4月から46年9月までの国民年金保険料を46年4月に納付していることが確認できることから、その時点で一緒に納付することが可能であった申立期間③の国民年金保険料を未納のままにしておくとは考え難く、当該期間の国民年金保険料

と一緒に、申立期間③の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、申立期間②の直後である昭和43年7月から44年3月の国民年金保険料を45年9月25日に納付していることが確認できるが、この時点では、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①については、申立人は、昭和41年に国民年金付加保険料の納付を行ったと主張しているが、国民年金に付加保険料が導入されたのは45年10月であることから、申立人の主張には、不自然な点が見受けられる上、申立期間①の国民年金保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月

私は、昭和 50 年 2 月 3 日に、A 市役所で国民年金の任意加入手続を行ったが、同市役所窓口の職員から、50 年 1 月分はさかのぼって納付できるので、昭和 49 年度の 4 期分（昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで）としてまとめて納付するよう勧められたので、4 期分の国民年金保険料を納付した。

その後、社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 50 年 1 月は国民年金の未加入期間となっており、資格取得日が 50 年 2 月 3 日となっているので、申立期間の保険料は還付されているはずだとの説明を受けた。

私は、申立期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶も無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収書も所持しているので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間である昭和 50 年 1 月分の国民年金保険料を、昭和 49 年度の 4 期分（昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで）としてまとめて納付したと主張しているとおおり、申立人の所持する A 市が発行した「国民年金保険料納入通知書および領収書」から、50 年 2 月 3 日に、49 年度の 4 期分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間である昭和 50 年 1 月分の国民年金保険料については還付を受けた記憶が無いと主張しているとともに、社会保険庁の記録には、当該国民年金保険料が還付された記録が見当たらない上、国民年金保険料を還付した場合に社会保険事務所で作成される申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）も保存されていないことから、長期間にわたり収納されていたものと考えるのが相当である。

国民年金保険料相当額を収納しておきながら、任意加入対象期間であること

を理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年5月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日以降に係る加入記録を共済組合に移管したことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年4月を8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から31年4月30日まで

私は、昭和30年11月に、A省B局で臨時月雇作業員の貨物自動車運転手として採用され、1か月間に26日くらい勤務していた。当時は月給制で、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省B局の雇用台帳によれば、申立人は、昭和30年11月1日に、A省B局に臨時月雇作業員として採用され、申立期間においても継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用台帳の記載及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和31年4月1日とされているところ、申立人と同時期に採用（昭和30年12月20日）され、申立人と同日（31年12月15日）に常用作業員となった元従業員についても、当該元従業員に係る雇用台帳の記録及び社会保険庁のオンライン記録から、資格取得日は同年4月1日であることが確認できることから、当時、A省B局においては、臨時月雇作業員について採用時から厚生年金保険に加入させない取扱いとしており、事業主は申立人の資格取得日を同年4月1日として届け出たものと推認され、このほか、申立人が、同年4月1日より前の期間において厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の昭和31年4月1日以降の厚生年金保険の加入期間については、A省共済組合に移管されていることが確認できるところ、A省共済組合本部からは、「申立人は常勤職員同様に勤務しており、国家公務員共済組合法施行令附則第10条第2項の規定により、6か月の待機期間を経た昭和31年5月からは職員に準ずる者とみなされ、昭和31年5月以降の厚生年金保険被保険者期間は共済組合員期間として扱うこととされるが、共済組合へ移管されない昭和31年4月分については、「厚生年金保険被保険者期間の移管もれ等の整備について」により、厚生年金保険被保険者期間として扱うことが妥当と考えられる。」との回答を得ている。したがって、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となるべきところを、社会保険庁の記録管理において、共済組合加入期間とされていることにより、結果として当該期間については、共済組合及び厚生年金保険のいずれの給付対象からも除かれている状況であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日から共済組合に移行していることから、同年4月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の給付対象期間とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から昭和31年4月を8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

国民年金の加入手続は、昭和54年4月に夫婦二人でA市役所の出張所で行い、申立期間の国民年金保険料については、51年ころから同居していた妻が納付期限ごとに金融機関等で納付していたが、妻の保険料だけが納付済みとなっており、自分の保険料は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和54年4月に夫婦二人でA市役所の出張所で行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は55年8月14日に、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は54年7月19日に払い出されていることが確認でき、夫婦二人で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と相違し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度保険料による納付方法でなければ納付することができなかったものと考えられるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が納付期限ごとに金融機関等で納付していたと主張している上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、国民年金保険料を一括して納付したことも年度をさかのぼって納付したことも無いと証言していることから、申立人の国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った昭和55年度から納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間①については、当時、私は町内会の役員であったので、国民年金保険料の集金人として、私の国民年金保険料を含め、町内会で集金した国民年金保険料と納付書を持ってA町役場に行き、同町役場で納付したと記憶している。

申立期間②については、私は、事業所に勤務していたので厚生年金保険に加入していると思っていたが、後日、厚生年金保険の適用事業所ではないことが分かったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らの国民年金保険料を含め、町内会で集金した国民年金保険料と納付書をA町役場に持参し、同町役場で納付したと主張しているが、申立人が所持している昭和36年度から41年度まで使用していた国民年金手帳を見ると、申立期間①及び②についてのみ、国民年金保険料を納付した際に検認記録欄に押される検認印が無い上、申立人の妻についても社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①は国民年金保険料の未納期間であり、申立期間②は共済組合の加入期間であることが確認できる。

また、申立期間当時のA町における国民年金保険料の納付方法は、国民年金被保険者が保険料額に見合った国民年金印紙を購入し、当該印紙を国民年金手帳に貼付する「印紙検認方式」であり、市町村が発行する納付書で保険料を納

付する「納付書方式」は採用していない上、同町における国民年金保険料の納付組織については、詳細な記録は無いものの、当時の同町職員の証言では、昭和 38 年 4 月ころから納付組織による集金が始まったのではないかと述べていることから、申立人の町内会で集金した国民年金保険料と納付書を同町役場に持参し、同町役場で納付したとする主張には、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの期間及び48年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和48年8月から49年3月まで

申立期間①及び②については、昭和50年から54年の間ころに、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めるためA市役所に行った際に、窓口担当者から、「保険料をさかのぼって納めることができるので20歳以降の分から納付してはどうか。」と言われた。

夫婦二人分の国民年金保険料を20歳から納付することは経済的に無理だと思い、結婚した昭和45年3月分から、夫婦二人分の国民年金保険料を私が同市役所の窓口で納付書により一括納付した。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、昭和50年から54年の間ころに、A市役所の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を結婚した昭和45年3月分から納付書により一括納付したと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間①及び②の国民年金保険料は、特例納付による納付方法でなければ納付することができないが、申立人が保険料を納付したとするA市役所では、特例納付による保険料は納付することができなかつたものと考えられることから、申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの期間及び61年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和61年3月から同年5月まで

申立期間①については、昭和50年から54年の間ころに、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めるためA市役所に行った際に、窓口担当者から、「保険料をさかのぼって納めることができるので20歳以降の分から納付してはどうか。」と言われた。

夫婦二人分の国民年金保険料を20歳から納付することは経済的に無理だと思い、妻が、結婚した昭和45年3月分から、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付書により一括納付した。

また、申立期間②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付しており、妻が納付になっているのに、私だけ未納になっているのは納得いかない。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の妻が昭和50年から54年の間ころに、A市役所の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を、結婚した45年3月分から納付書により一括納付したと主張しているが、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も、当該期間の国民年金保険料の納付について、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立期間①の国民年金保険料は、特例納付による納付方法でなければ納付することができないが、申立人の妻が保険料を納付したとするA市役所では、特例納付による保険料は納付することができなかつたものと考えられることから、申立人の主張には、不自然

な点が見受けられる。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳からは、申立期間②において国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続を行った形跡は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間②は、平成2年3月26日に国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日が追加入力されたことによる未納期間であることが確認できることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への変更手続を行っておらず、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人夫婦が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月31日から同年7月23日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答があった。

高校を卒業し兄と一緒に面接を受け、正社員として採用された後は、原料係に配属され古新聞・古雑誌の運搬と再生までの工程の作業に従事した。

兄とは配属先は異なるものの、一緒に入社したのに兄だけが厚生年金保険に加入していることに納得いかないのので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人と一緒に入社したとする申立人の兄の厚生年金保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の兄には、入社直後から厚生年金保険の加入記録があるものの、同社の直前に勤務していた事業所において厚生年金保険の加入記録が存在することから前職があることが確認でき、兄は、「入社後に事務の人に年金手帳を渡して厚生年金保険の加入について確認し、加入しますと言われた。弟(申立人)のことは確認していない。」と証言しているところ、同僚の証言及び社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同様に高卒で同年度に入社した同僚6人のうち、申立人と同様に現場作業員として勤務していた4人については厚生年金保険の加入時期が入社日から約1～4か月後となっていることが確認できる。また、厚生年金保険の資格取得日が申立期間及びその前後(昭和30年2月1日～同年12月1日)となっている現場作業員7人についても、厚生年金保険の加入時期が入社日から約2か月～2年後となっていることが確認できる。このように、現

場作業員については、当時、入社から相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入している者が多くみられることから、申立期間が約4か月であることを踏まえれば、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

また、申立人は初めての給料日に申立人の兄と給与明細書を見せ合い保険料が控除されていることを確認したと主張しているが、二人とも具体的な控除額等を覚えておらず、主張を裏付ける資料等は所持していない。

さらに、A社は昭和37年5月26日に全喪し事業主も居所不明であることから、申立てを裏付ける証言等を得ることはできず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年2月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A病院で勤務していた期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。同病院には、昭和56年9月から57年2月まで臨床検査助手として勤務し、夜間には専門学校に通学していた。

採用時から雇用保険、厚生年金保険に加入していたと記憶しており、給与明細書などは残っていないが、給料から健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた元上司の証言から、申立人は、申立期間においてA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は「入社当時から雇用保険に加入しており、雇用保険料を給与から控除されていた。」と主張しているところ、申立人には、申立期間の前後に勤務していた事業所における雇用保険の加入記録は存在するものの、A病院における加入記録は存在しない。

また、当該上司からは、申立期間の前後に、申立人と同様に夜間専門学校に通学しながら勤務していた臨床検査助手3人を記憶している旨の証言があり、このうち1人は、勤務期間において厚生年金保険の加入記録が無く、残りの2人については、厚生年金保険の加入記録はあるものの、入社から厚生年金保険に加入するまでに5か月以上の期間が存在しているものと認められる上、厚生年金保険の加入記録が存在する期間においてのみ雇用保険の加入記録が存在していることから、当時、A病院では、夜間専門学校に通学しな

がら勤務していた臨床検査助手については、入社後数か月を経過した後に厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと考えられるところ、申立期間は約6か月であり、また、当該期間における雇用保険の加入記録が存在していないことから、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、また、事業主からは「当時のことは資料も無く、分からない。」との回答しか得られず、このほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から23年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、申立期間はA社で働いていたことは確かであり、一緒に働いた20人以上の同僚の名前を記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に勤務していたと主張しているが、申立人の弟は「当時、父親がA社の用務員をしていたため、家族（継母、姉（申立人））と共に建物内に住み、継母と姉は父の仕事を手伝っていた。」と証言しており、当時、申立人は、A社の用務員として同組合の敷地内に住み込みで働いていた父親と、家族（継母及び弟）とともに同居していたものと考えられるところ、一緒に働いていたとする申立人の継母には、同社における厚生年金保険の加入記録は存在せず、このほかに申立人の申立期間における実際の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等は無い。

また、申立人は、A社と同じ建物内にあったB社の元職員についても記憶していると述べているが、このうち連絡の取れた者3人からは申立人を記憶している旨の証言は得られていない上、当該3人の証言を踏まえれば、当時、A社で勤務していた女性職員は通常は1人であったものと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において加入記録の存在する女性職員は3人確認できるが、昭和20年11月7日に資格を喪失している者、及び加入期間が約5か月である者を除けば、申立期間を通して加入期間のある女性職員は1人だけであり、B社の元職員か

らも当該1人の名前しか挙げられていないことから、申立人は職員として認識されていなかったものと考えられる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社は昭和23年3月1日に全喪しており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 50 年 4 月から A 社に入社したが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間についての加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、勤務していたのは確かで、一緒に働いていた同僚や上司の名前を覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに当時の同僚及び上司の証言から、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、元事業主の娘からは「当時、入社後数か月で退社する従業員が多かったため、厚生年金保険には入社の数か月後に加入させていたと記憶している。」との証言を得るとともに、A 社において昭和 47 年から 51 年までに厚生年金保険の資格を取得した同僚 5 人からは、「入社後すぐには厚生年金保険に加入できなかった。」旨の証言を得ているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、当該同僚 5 人については、入社後 1 か月から 1 年以上経過した後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、当時、同社においては、入社後相当期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

また、A 社は平成 16 年 9 月 1 日に全喪し元事業主は病気加療中である上、当時の事務担当者（専務）は既に死亡しており、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 20 日から 41 年 8 月 3 日まで
私は昭和 40 年 7 月 20 日から 41 年 8 月 2 日までの間、A病院に医師として働いていたのに年金給付につながらないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A病院提出の履歴書から、申立人が申立期間においてA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該履歴書によれば、申立人は申立期間において「嘱託」として勤務していたことが確認できるところ、A病院における申立人の後任の医師からは「A病院には出張医として勤務しており、健康保険や厚生年金保険には加入しておらず、保険料を給与から控除されていなかった。」との証言を得ている上、同病院が保管する履歴書に「嘱託」との記載がある当時の医師7人（後任の医師を含む。）について社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、当該7人全員について、「嘱託に採用する」と記載されている期間については、厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、一方で「職員に採用する」と記載されている期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当時、同病院では、「嘱託」として勤務していた医師については厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと推認される。

さらに、A病院は「保存期間経過により当時の厚生年金保険の適用関係書類は既に廃棄している。」としており、申立てに係る事実を裏付ける資料等は得られず、このほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から47年4月1日まで

昭和44年2月からA県に勤務し、同年4月に国民健康保険係に異動し、結婚した47年3月まで勤務したが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当時一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月にA県国民健康保険係に異動し、47年3月まで勤務したと主張しているところ、申立人が記憶していた同僚からは「申立期間当時、A県国民健康保険係で申立人と席を並べて勤務していた。」との証言を得ているものの、当時の上司2人からは「当時、申立人はB国民健康保険団体連合会C支部の臨時事務職員であり、A県の雇用ではなかった。」との証言を得ている上、B国民健康保険団体連合会からは「当時、当連合会C支部は、A県国民健康保険係内にあった。」との回答を得たことから、申立期間当時、申立人は、A県国民健康保険係内に存在するB国民健康保険団体連合会C支部に所属していたものと考えられる。

また、社会保険事務所の保管する適用事業所台帳によれば、B国民健康保険団体連合会C支部の新規適用日は昭和57年5月1日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は昭和44年4月1日から国民年金に加入し、45年4月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。この点について申立人は「昭和47年3月に退職して、同年4月にD市の国民健康保険係に行ったら、国民年金を2年遡及して納付するように言

われ、45年及び46年分を納付した。」と述べていることから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと推認される。

加えて、A県及びB国民健康保険団体連合会では、当時の臨時職員等の勤務実態や厚生年金保険の適用に係る資料は保存していないとしており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和57年5月1日から同年11月1日まで

昭和56年から58年までの3年間は、A社において5月から10月までバスガイドとして勤めていたが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、①及び②の申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。

3年間とも健康保険証を交付され、厚生年金保険料も給与から引かれていた記憶があるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに元事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の供述及び同僚の証言から、申立人は、当時契約社員のバスガイドであったものと考えられるところ、事業主からは「契約社員のバスガイドは、昭和57年度までは雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険は特に加入を希望する者以外は加入させておらず、保険料も控除していなかった。58年度に（社会保険事務所の）調査が入ったため、以降はほぼ全員を加入させるようになった。」との証言を得ており、複数の同僚からも、当時、厚生年金保険の加入については希望者のみであり、加入していない者も多く存在していた旨の証言を得た。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が同僚として記憶していた者のうち2人は当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない上、複数の同僚の証言から、当時の従業員数は50人以上と考えられるところ、申立期間における被保険者数（

最多)については、昭和56年度は15人、57年度は23人であることが確認できることから、申立期間当時、A社では、契約社員のバスガイドについては、厚生年金保険の加入を希望した一部の者のみを加入させる取扱いとしていたものと認められる。

さらに、申立期間における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から38年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での被保険者期間（44か月）について、昭和38年11月15日に脱退手当金を受給したことになっていた。

当時、妹も同じくA社に勤め、私が退職した翌年に退職したが、妹は、退職後に脱退手当金を受けるため社会保険事務所で手続をした際に、担当者が私の記録カードを間違えて出してきたので注意したと言っており、私が脱退手当金を受けていれば、その際に妹に何らかの説明があると思うし、私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、資格取得日が昭和32年2月2日（整理番号250）から36年3月1日（整理番号400）までの被保険者であって、当時、脱退手当金が受給可能な女性従業員81人のうち53人が脱退手当金を受給した記録となっており、このうち47人の支給決定日は、資格喪失日から6か月以内となっていることが確認できる。

また、申立人は「退職金は現金により受け取った。」と述べているところ、当該女性従業員で連絡の取れた者11人のうち6人は「会社が代理申請した。」と回答しており、このうち2人からは「脱退手当金は、退職時に会社を通して現金で受け取った。」、「退職金についても、退職時に会社から現金で受け取った。」との証言を得ている上、事業主からは「（当時、）脱退手当金の代理申請を行っていた。」との回答を得たことから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

さらに、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の印示が記されていないものの、申立人と同様に被保険者原票に「脱」の印示が無く、かつ、社会保険庁のオンラインの記録では脱退手当金の受給記録が存在している者が申立人以外に3人存在しており、連絡の取れた2人のうち1人からは「脱退手当金を受給した記憶がある。」との証言を得ており、「新帳票組織に基づく事務処理方式に関する事務取扱いの疑義について」（昭和37年6月30日付け厚生省保険局監察管理官）により、当時は被保険者原票への「脱」の押印が義務化されていないことを踏まえれば、申立人の脱退手当金の支給決定日が資格喪失日（昭和38年10月1日）から約1か月半後の昭和38年11月15日であること、及び支給金額が法定額であることから、脱退手当金の支給決定の手續に不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から同年12月1日まで
② 昭和31年4月5日から33年1月4日まで
③ 昭和33年9月11日から38年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、①及び③の申立期間（A社）及び②の申立期間（B社）に係る脱退手当金を昭和38年11月28日に受給したになっていた。

私は、脱退手当金を受給したとされているところは金銭的に困っていなかったし、脱退手当金の制度があることも知らなかった。

申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の①から③までの申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、③の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和38年6月1日）から約6か月後の昭和38年11月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号については、①及び③の申立期間に係る被保険者期間と②の申立期間に係る被保険者期間では異なった記号番号が付番されており、②の申立期間に係る記号番号については、昭和38年7月9日に重複取消が行われていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金が同年11月28日に支給決定されている記録となっていることを踏まえれば、脱退手当金の請求に合わせて、厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の供述についても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。